

第 1 3 回  
旭市都市計画審議会  
議事録

日 時：令和 2 年 1 1 月 1 8 日（水）

場 所：旭市役所 3 階委員会室

### 第 1 3 回 旭市都市計画審議会

会議年月日 令和 2 年 1 1 月 1 8 日（水）

場 所 旭市役所 3 階委員会室

出席委員 学識経験者 島田 和幸

〃 小関友紀子

〃 栗栖 新

〃 伊藤 壽敏

〃 野口 欣一

旭市議会議員 伊藤 保

〃 向後 悦世

関係行政機関 宮下 直也

〃 三嶋 啓治

公 募 加瀬 拓治

市 長 明 智 忠 直

事 務 局 都市整備課 課 長 栗田 茂

〃 副課長 浪川 正彦

〃 副主幹 宮崎 一成

〃 副主幹 本網 正和

〃 主 査 吉田 陽平

〃 副主査 片岡 俊一

傍 聴 人 4 名

## 旭市都市計画審議会 議事日程

日 時 令和2年11月18日（水）  
午前9時30分

- 1 開 会
- 2 任命書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長の選出

### 議 題

- (1) 議案第1号 旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(千葉県決定) について (諮問)
- (2) その他
  - ① 銚子連絡道路・谷丁場遊正線都市計画原案説明会について (報告)

- 6 閉 会

## 1. 開 会

### ○司 会

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、これより旭市都市計画審議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます都市整備課浪川と申します。よろしくお願いいたします。

## 2. 任命書の交付

### ○司 会

はじめに任命書の交付を行います。

市長より任命書を交付させていただきます。

任命書の交付につきましては、名簿の順に皆様のお席へお伺いしますので、自席でお待ちください。

・・・・任命書の交付 市長・課長・・・・

### ○司 会

つづきまして、開催にあたり、市長より一言ご挨拶を申し上げます。

## 3. 市長あいさつ

### ○市 長

どうもみなさんおはようございます。

第三波といわれるような新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているところでございまして、感染予防に関しまして本当に神経を使う日が続いていることと思います。

そんな中ではありますけれども、公私とも大変お忙しいところを、本日は都市計画審議会の委員の任命書の交付、そしてまた第13回の審議会の開催をすることにあたりまして、ご出席をいただきましたことを改めて心から御礼を申し上げます。

また、今回任期切れということがありまして、新しく都市計画審議会委員に任命させていただいたわけでありまして、快く委員を引き受けていただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、まちでは都市計画マスタープランに、都市計画の総合的な指針として目指すべき都市の将来像を描き、その実現に向け、現在、生涯活躍のまち・あさひ形成事業を核として、様々な施策を展開し、魅力のあるまちづくりを進めているところです。

しかしながら全国的に、人口減少・少子高齢化、都市インフラの老朽化など、まちづくりの根幹となるような、様々な問題が取り上げられる状況におきまして、都市計画は都市再生のツールとしても重要なものであると、再認識いたしているところであります。

現在市では、都市計画の目標や都市計画の決定方針などを示すため県が定める都市計画区域マスタープランの見直しや、かねてより国に要望してまいりました銚子連絡道路の都市計画決定など、都市計画に関連した重要な案件を進めているところであります。

いずれも千葉県決定案件ではありますが、将来の旭市のまちづくりにとって大変重要な案件でありますので、委員の皆様には多方面からご意見を伺えればと思っております。

今後も、地域の特性を生かしながら安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進め、魅力ある生活環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画審議会委員の皆様には、本市のまちづくりに、一層のご助言並びにご尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 委員の紹介

##### ○司 会

つづきまして、本日ご就任いただきました委員の皆様方を名簿順にご紹介させていただきます。

初めに学識経験を有する方としてご就任いただきました、5名の方をご紹介します。

島田 和幸 様でございます。(島田です。よろしくお願いします。)

小関友紀子 様でございます。(小関と申します。よろしくお願いします。)

栗栖 新 様でございます。(栗栖と申します。よろしくお願いします。)

伊藤 壽敏 様でございます。(伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。)

野口 欣一 様でございます。(野口です。よろしくお願いします。)

つづきまして、旭市議会議員の委員としまして、ご就任いただきました2名の方を紹介申し上げます。

旭市議会議長 伊藤 保 様でございます。(伊藤です。よろしくお願いいたします。)

旭市議会建設経済常任委員長 向後 悦世 様でございます。(向後です。よろしくお願いします。)

つづきまして、関係行政機関としてご就任いただきました2名の方をご紹介します。

千葉県海匠土木事務所所長 宮下 直也 様でございます。(宮下でございます。よろしくお願いします。)

千葉県海匠農業事務所所長 三島 啓治 様でございます。(三島と申します。よろしくお願いいたします。)

続きまして、公募の委員としてご就任いただきました加瀬 拓治 様でございます(加瀬と申します。よろしくお願いいたします。)

なお、皆様の任期につきましては、令和4年11月16日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、当審議会の事務を所管しております、都市整備課担当職員を紹介させていただきます。

都市整備課長の栗田でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画班の班長の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

同じく吉田でございます。よろしくお願いいたします。

街路公園班の班長でございます、本網と申します。よろしくお願いいたします。

都市計画班の片岡と申します。よろしくお願いいたします。

副課長の浪川でございます、よろしくお願いいたします。

#### 5. 会長の選出

##### ○司 会

それでは、次第の5、会長の選出に入らせていただきます。

お手元の資料にございます旭市都市計画審議会条例をご覧ください、一枚の薄い紙を配布させていただいております。

旭市都市計画審議会条例第4条の規定により、審議会の会議は会長が招集し、議長となるとありますが、本日は委員を任命させていただいたところございまして、会長が不在ですので、会長が選出されるまで、暫時事務局にて進行させていただきます。

会長の選出につきましては、条例第3条の規定に、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、委員の選挙により定めとなっておりますが、会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

##### ○委 員

はい(挙手)、指名推薦ではいかがでしょうか。

○司 会

ただいま、指名推薦でというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

ありがとうございます。それでは指名推薦について、ご意見ございますでしょうか。

○委 員

はい（挙手）島田委員さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○司 会

ただいま、島田委員さんに会長を、というご意見がございました。その他にご意見ございませんでしょうか。

・・・異議なし・・・

ありがとうございます。それでは、皆様ご異議がないようですので、島田委員に審議会会長をお願いしたいと思います。島田委員、いかがでしょうか。

○島田委員

受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司 会

それでは島田委員、中央の席へ移動をお願いいたします。

それでは只今、会長に選出されました島田様より一言、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○会 長

ご挨拶申し上げます。

ただいま、委員の皆様よりご推薦をいただきました。この会長という大役を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほど市長よりご挨拶がございましたけれども、去る１０月に銚子連絡道路に関する都市計画の原案説明会がありました。これから色々な手続きが行われていくところでございます。

また、合併後１５年が経過いたしました。これからのまちづくりにあたっても都市計画というものは非常に重要でございます。様々な課題等がございますが、しっかりと取り組んでいかなければ住みよいまちづくりはできないと考えております。いずれにいたしましても、この都市計画審議会としての役割をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。どうか委員の皆様、事務局の皆様、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○司 会

ありがとうございました。

つづきまして、先ほどと同じく、旭市都市計画審議会条例第３条に、会長職務代理者についての規定がございます。職務代理者につきましては、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、会長があらかじめ指名する者、となっておりますので、ここで島田会長の方から、ご指名をお願いいたします。

○会 長

それでは、小関委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

○司 会

ただ今、島田会長から、会長職務代理者に小関委員のご指名をいただきました。それでは小関委員さんよろしくお願いいたします。

（小関委員了承）

ありがとうございました。ここで大変恐縮でございますが、市長は公務のため、退席させていただきます。

・・・市長退席・・・

あらためまして、皆様に連絡事項がございます。

本日の審議会は、旭市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条により公開するものとなっております。本日傍聴希望者がおりますので、ここで入室していただきます。入室されるまでしばらくお待ちください。

・・・傍聴人入室・・・

傍聴人の皆様をお願いいたします。本日の会議は受付でお渡ししました傍聴要領を守っていただきますようお願いいたします。なお、会議の進行を妨げることがあった場合には、退場していただくこともありますので、ご注意くださいようお願いいたします。また、傍聴要領に記載のとおり、会場での写真撮影、録画、録音等を行わないようご注意ください。携帯電話をお持ちの方は、電話をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、旭市都市計画審議会条例第4条の規定により、会長が議長となります。島田会長、よろしくお願いします。

## 議 題

### ○会 長

それではあらためまして、議事に入らせていただきます。

お手元の議案書をご覧ください。本日の議題は1件でございます。

市長から諮問がありました、議案第1号旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局（栗田課長）

それでは事務局から説明いたします。

議案第1号旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてです。

当該方針は、都市計画区域毎に、その目標や決定方針などを示すため千葉県が定めるもので、千葉県において計画決定します。

その決定にあたり、都市計画法第18条第1項において県は、関係市町村の意見を聞き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとしていますので、本審議会において審議いただき、その結果を踏まえ、市の意見を県に報告いたします。

その後は、県が市の意見を付し、千葉県都市計画審議会に当該案を付議し、その決議結果をもって国との協議により、同意を得たうえで決定・告示となります。

なお、今回の変更内容については担当より説明いたします。

### ○事務局（吉田）

本日配布いたしました議案書に資料を添付してございます。

資料①旭都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

資料②計画書

資料③方針付図

資料④変更理由書

資料⑤新旧対照表

資料⑥総括図になります

なお、資料②以降は都市計画手続き図書となりまして、今後都市計画決定された際に旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として公表されるものは資料②計画書及び③方針付図となります。

ではまず初めに旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について説明させていただきます。なお当該方針は都市計画区域マスタープランとも呼ばれておりますので、以降都市計画区域マスタープランとして説明を進めさせていただきますと思います。お手元の資料①をご覧ください。

都市計画は単発で事業実施するものではなく、長期的な視点でまちの展望を考えて進めるものです。具体的に将来展望を明確にした計画を策定し、それに基づいたまちづくりをしていきます。

資料①でフローにして示してございますが、都市計画は主に3つの計画により方針を明確にして事業展開してまいります。

まず①で千葉県が広域的な視点から都市計画の見直し方針を示しています。それに基づき、都市計画区域毎に②の都市計画区域マスタープランを策定します。さらに②の内容に即して策定する③の旭都市計画マスタープランで、より地域に密着した内容を示しております。以上3つの計画により都市計画を決定し、まちづくりを実践しているところでございます。

では、今回②都市計画区域マスタープランを変更する理由ですが、平成16年に本プランを策定以降に、市町村合併により新旭市となったこと、そして千葉県がこれまで目指していた人口増加を前提とした都市づくりから、人口減少・高齢化の進展など、社会情勢の急速な変化による都市課題の変化に対応すべく平成26年に見直しをした①都市計画見直しの方針の方向性とずれが生じたこと、また旭市総合戦略、旭市都市計画マスタープラン等の変更、土地利用の動向や都市施設の整備状況等の動きを踏まえ、地域の実情に対応する計画とする必要があるため、今回変更をするものであります。

では次に、変更点について説明いたします。お配りしました資料⑤新旧対照表により説明をさせていただきます。

なお、変更項目につきましては、平成26年に千葉県が策定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画見直しマニュアルに沿って、項目等々を追記してございます。

また、削除した内容については、平成16年から現在に至るまでの時点修正箇所を多く含んでおります。時間の関係もございまして、大変恐縮ではございますが、大きな変更箇所を中心に説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

1. 都市計画の目標 (1) 都市づくりの基本理念は、マニュアルにより、①千葉県の基本理念、都市づくりの共通理念と②本区域の基本理念とに項目分けして記載することとなっておりますので、千葉県の基本理念を新規追加しております。

②本区域の基本理念の内容ですが、旭市総合戦略、旭市都市計画マスタープランとの整合を図るため、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について記載しております。

また都市づくりの目標を旭市都市計画マスタープランと同様に、市民が生き活きと健康に暮らすことのできる都市づくり、豊かな食文化を育む、農業、水産業などの地域産業の活性化を目指した都市づくり、自然や歴史、レクリエーション資源を活かした地域内外の交流による都市づくりの3点に修正しました。

都市計画区域の市全域への拡大を検討することを記載しました。

7ページをご覧ください。

1. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針  
人口推計を減少傾向とする時点修正を行いました。

8ページをご覧ください。



### 3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針を新規追加しております。

①集約型都市構造に関する方針については、JR旭駅周辺において、都市拠点としての整備・充実を図るとともに、旭中央病院周辺の医療・福祉施設が集積する地区で展開する生涯活躍のまちあさひ形成事業の実現による、医療福祉拠点及び防災拠点としての機能集約を図る方針としました。

②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針については、銚子連絡道路の整備の進展によるインターチェンジ周辺地域の発展を見据えた、環境に配慮した地域振興に資する土地利用を検討するものとしました。

③都市の防災及び減災に関する方針については、多様な災害に対応した体系的な避難体制の形成を図るものとしました。

④低炭素型都市づくりに関する方針については、省エネルギー施策の展開やコミュニティバスの効率的な運行やデマンド交通の導入などにより低炭素型都市環境の実現を目指すこととしました。

9ページをご覧ください。

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針ですが、それぞれ商業地・工業地・住宅地において方針を示した地区に変更はございませんが、都市計画道路旭駅前線の整備状況や、工業団地の企業立地状況、そして生涯活躍のまちあさひ形成事業実施の内容等を踏まえ、時点修正しました。

10ページをご覧ください。

② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地についても、同様に時点修正をしました。なお、オの災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針及び、キの秩序ある土地利用の実現に関する方針は新規追加の項目となります。

なお、近年自然災害が年々強大化している状況を踏まえ、ハザードエリアへの市街地抑制や、住宅地や商業地の機能分担・機能集約を誘導し、それぞれの環境維持・向上を図れる土地利用の実現を目指すこととします。

11ページをご覧ください。

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針についてですが、事業展開の状況により各項目時点修正を図っております。

12ページをご覧ください。

b 主要な施設の配置の方針のア. 道路の主要幹線道路に銚子連絡道路を加えました。

またc 主要な施設の整備目標ですが、おおむね10年以内に整備を予定する施設等で、銚子連絡道路を追加しております。なお駅前広場においては整備完了しているため、削除しております。

13ページをご覧ください。

下水道及び河川の整備の方針の内容について、千葉県全県域污水適正処理構想に基づいた計画見直しは、社会情勢の変化と将来予測を踏まえて内容を再構築していく必要性があり、整備計画等の見通しが不明瞭となっていることから、修正を加えております。

14ページをご覧ください。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針に記載のごみ処理施設ですが、東総地区広域市町村圏組合による広域ごみ処理施設及び広域最終処分場整備が銚子市において決定したことから、このように修正しました。

15ページをご覧ください。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針についてですが、実現のための具体の都市計画制度の方針の内容を、公園の整備状況に応じて時点修正しております。

以上、内容について説明させていただきました。

続きまして、都市計画決定における事務手続きについて説明いたします。

都市計画区域マスタープラン原案について令和2年6月15日～29日までの2週間、パブリックコメントを実施。とくに意見はございませんでした。

次に令和2年7月1日付旭都第101号で千葉県知事あて、原案の申出をいたしました。

申出した原案内容について、県より令和2年7月6日付 都計第178号により、案の概要として公告縦覧及び公聴会開催について通知を受けました。

当該通知を受け、令和2年7月17日から7月31日までの2週間、公告縦覧を行いました。なお公聴会は、公述申出がありませんでしたので中止となります。

次に千葉県が当該案の概要について8月5日付で国協議申請をし、9月17日に異存ない旨回答を受けました。

次に千葉県から、令和2年9月18日付、都計第244号—2において、都市計画法第17条に基づく、案の公告縦覧を行う旨通知があり、当該通知により令和2年10月9日から10月23日までの2週間、公告縦覧を行いました。なお、当該案について住民及び利害関係人は当該案について意見書の提出をすることができますが、意見書の提出はありませんでした。

次に、冒頭にもお話させていただきましたとおり、本日、審議会において審議いただいた結果を踏まえ、市の意見を県に報告いたします。

県は、市の意見を付し、千葉県都市計画審議会に当該案を付議し、その決議結果をもって、国との同意協議を実施、国同意を得て決定・告示となります。担当からの説明は以上です。

## ○会 長

事務局の説明は終わりました。

質問、ご意見等ございます方は発言をお願いします。

・・・質問なし・・・

それでは質問がないようですので、このあたりでお諮りしたいと思います。

議案第一号、旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、原案のとおり、異議なしとして答申することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・全員挙手・・・

ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案どおり異議なしとして答申することに決定いたします。なお、答申書の作成につきましては、私にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

それではご異議がございませんので、答申については私のほうで取りまとめのうえ、市長に答申させていただくことといたします。

## その他

### ○会 長

次に、その他ですが、次第にもございますように、事務局からの報告が1件ございます。  
銚子連絡道路・谷丁場遊正線都市計画原案説明会について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局（宮崎班長）

それでは、令和2年10月25日に開催いたしました銚子連絡道路・谷丁場遊正線都市計画原案説明会について報告させていただきます。

当日の参加者は午前の部が53名、午後の部が26名でございました。

当日配布いたしました資料を本日も配布させていただいております。銚子連絡道路については、事業者であります千葉県の担当として、千葉県海匠土木事務所及び県土整備部道路計画課により、谷丁場遊正線については旭市より説明を行いました。

本日は、簡単ではございますが、配布のパンフレットにより説明させていただきます。

初めに都市計画の手続きの流れです。

1ページをご覧ください。

都市計画決定までの手続きの流れを記載しております。今回開催しましたのは、一番上の都市計画原案の説明会です。銚子連絡道路については、千葉県が都市計画決定し、事業者として整備するものですので、今回の都市計画原案についても、千葉県が主体となって設計にあたってきたものですが、都市計画法での事務手続き上、千葉県では、市が原案申し出をするかたちとなっておりますことから、市主催で説明会を開催したものです。

ここに記載されました今後の都市計画決定までの手続きは、県が行っていくものです。今後、順調に進んだ場合、都市計画決定までに1年から1年半くらいが見込まれております。

次に3ページをご覧ください。

こちらルートになります。今回の決定区間は、匝瑳市横須賀地先から旭市イ地先、126号飯岡バイパスまでの約13キロになります。このうち旭市の区間は約7.7キロメートルです。

谷丁場遊正線につきましては、市役所通りから南への延伸区間が約490メートルでございます。

下に標準横断面図がございます。銚子連絡道路は、現在整備中の区間と同じく、2車線の道路で盛土構造が基本となっております。谷丁場遊正線につきましては、市役所通りから南へ延伸いたしますが、盛土構造ではなく、現行の路線と同様の構造で計画をしております。盛土構造により地域の分断を回避し、連続性を確保するため、横断箇所を集約しつつ、横断ボックスを設置するとのことです。

次に既存道路との連結位置についてであります。

4ページの下段になります。

旭市内では、インターチェンジ形式での連結が谷丁場遊正線延伸部分と県道旭停車場線の2か所となります。また、平面交差により中央病院へアクセスする市道と接続いたします。

6ページをご覧ください。

中段の図をご覧ください。今回都市計画決定しようとする区域は、車道や歩道部分について決定するもので、盛土部分などを含んで決定するものではございません。このため、銚子連絡道路の都市計画決定する予定の幅員は、一般部で9.5メートルとなります。また、谷丁場遊正線は16メートルとなります。こちらの盛土部分や、通り抜けのための横断ボックスなどは、あくまで目安であり、都市計画の原案に含まれるものではございません。

6ページ下段に事業化までの流れがございます。

こちらは、都市計画決定後の事業の流れです。実際に事業の実施となりますと、このように相当な段階の事務手続きがございます。たとえば、通り抜けのための横断ボックスの設置個所や、現行の道路が廃止となる場合の補償道路などは、この段階で検討していくことになると思います。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○会 長

事務局の説明は終わりました。本日は審議ではございません。報告ということでございますけれども、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委 員

今回の13キロの延長というのは、飯岡バイパスは入っていないということでよろしいのでしょうか。

○事務局（栗田課長）

飯岡バイパスの部分につきましては、今回は入っておりません。この図面に示してございます、飯岡バイパスの入り口までが13キロメートルで今回の区間ということになります。

○委 員

今回の都市計画決定する区域で一般部が9.5メートルということで、追い越し車線はないということとみたいですが、地域高規格道路というのは設計速度60キロということで、これは60キロ以上ということでもよろしいのでしょうか。

○事務局（栗田課長）

平均速度が60キロ保てるように、というふうに聞いております。

○委 員

都市計画決定するのは9.5メートルということですが、盛土部分の幅員はかなりあるとおもいますが、これが都市計画に入らない理由は何かあるのでしょうか。

○事務局（栗田課長）

今回都市計画決定いたしますのは一般部分9.5メートルということで道路の上幅ということになります。盛土部分につきましては、詳細な設計をしてからになります。現地の高さなどによって幅が変わってきますので、詳細設計をするときに幅が決まるということと、場所ごとに幅が違うということで現在は幅を示すことができないということになっております。

○会 長

そのほかにご質問ございませんでしょうか。

・・・質問なし・・・

ご質問がないようでございますので、この件につきましては終了させていただきます。

## 6. 閉会

○会 長

その他、委員の皆様から質問等ございますか。

・・・質問なし・・・

事務局のほうからは何かございますか。

○事務局

その他はとくにございません。

○会 長

それでは以上を持ちまして、旭市都市計画審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。